

## 山口県屋外広告物条例の一部改正について（概要）

### 1 改正の趣旨

近年、老朽化等を原因とした屋外広告物の落下等の事故が全国で発生しており、本県においても屋外広告物の安全確保を図るため、山口県屋外広告物条例を一部改正する。

### 2 改正の概要

#### (1) 安全点検の義務化

- ・ はり紙等を除くすべての屋外広告物の設置者等に安全点検を義務付ける。
- ・ 許可対象物件については、専門知識を有する者による点検に加え、報告を義務付ける。

#### (2) 自家用広告物の許可対象物件への追加

- ・ 制限地域内に設置される一定規模を超えるものを許可対象物件とする。

#### (3) 面的規制の仕組みの導入

- ・ 公衆に対する危害を防止するために必要な地域を許可地域として指定できる仕組みを導入する。

#### (4) 許可期間の延長

- ・ 許可期間を1年から3年に延長する。

### 3 施行期日

令和2年10月1日 ※自家用広告物に関する改正は令和3年10月1日